

那須烏山市最低制限価格制度実施規程

平成24年 3 月 30日 規程第16号

改正

平成25年 4 月 1 日 規程第19号
平成26年 3 月 31日 規程第 6 号
平成27年 8 月 1 日 規程第20号
平成30年 3 月 30日 規程第54号
令和 4 年 3 月 31日 規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。次条において同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和4年3月規程第31号〕

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、次に掲げるもののうち那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程（平成17年10月那須烏山市規程第22号）の適用を受けるものを除いたものに係る入札とする。

- (1) 競争入札に付する全ての建設工事
- (2) 競争入札に付する建設工事関連業務委託のうち、次のアからカまでに掲げるもの
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務
 - カ その他業務（ただし、積算体系が建設工事と同じものに限る。）
- (3) 競争入札に付する施設維持管理業務委託のうち、積算体系が建設工事と同じもの

一部改正〔令和4年3月規程第31号〕

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表に定めるところより算出した額とする。

2 前項の規定により算出した最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

一部改正〔令和4年3月規程第31号〕

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札の公告又は指名の通知においてその旨を明記するものとする。

(開札及び落札者の決定)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札執行者は、前項の場合において、最低制限価格を下回る入札をした者に対しては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨を告げるものとする。

一部改正〔令和4年3月規程第31〕

(入札経過の報告)

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者とし、決定をしたときは、入札状況調書に当該入札を「失格」と決定した旨を記載するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が適当でないと認められるときは、第3条の規定にかかわらず最低制限価格の設定をしないことができる。

一部改正〔令和4年3月規程第31号〕

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則 (平成25年4月1日規程第19号)

この規程は、平成25年4月15日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則 (平成26年3月31日規程第6号)

この規程は、平成26年4月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則 (平成27年8月1日規程第20号)

この規程は、平成27年8月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程及び那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

附 則 (平成30年3月30日規程第54号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、この規程による改正後の別表の規定は、同日以降に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、土木工事に係るこの規程による改正後の別表の1の規定の適用については、これに代えて次の規定を適用する。

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額にその額に対する消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、建築工事及び設備工事に係るこの規程による改正後の別表の1の規定の適用については、当該規定中「その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額」と、「その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額を超える場合は10分の7を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額を超える場合は10分の8.7を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔令和4年3月規程第31号〕

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、この規程による改正後の那須烏山市最低制限価格制度実施規程の規定は、同日以後に入札の公告又は指名の通知をするものから適用する。

別表（第3条関係）

1 建設工事

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額にその額に対する消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額とする。ただし、建設工事の性質上、この項本文の規定により最低制限価格を算出することが困難なとき、又は最低制限価格を算出することが適当でないとき認められるときは、当該建設工事の最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で入札執行者が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 建設工事関連業務委託

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額にその額に対する消費税相当額を加えた額とする。

- (1) 測量業務
 - ① 直接測量費の額
 - ② 測量調査費の額
 - ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
 - ① 直接人件費の額
 - ② 特別経費の額
 - ③ 技術料等経費の額
 - ④ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費及び諸経費によって構成されるもの）
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (4) 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費（積上計上）の額
 - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (5) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (6) 補償関係コンサルタント業務（積算体系が人件費、直接経費及び諸経費によって構成されるもの）
- ① 人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (7) 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）
- ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費（積上計上）の額
 - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
- (8) その他の業務
- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 3 施設維持管理業務委託
- 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額にその額に対する消費税相当額を加えた額とする。
- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額